

歯学府博士論文審査基準

審査体制

学位論文の審査は、主査1名、副査2名の審査委員の合議で行う。

評価項目

- 博士（歯学）、博士（学術）

1. 研究主題の意義

論文の問題設定が明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すると認められるか。

2. 先行研究に対する理解と提示

研究主題の探求に利用した資料や文献が適切に提示され、精確な読解および的確な評価がなされているか。また、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。

3. 研究方法の妥当性

研究主題の探求に利用された理論、実験、シミュレーション、試作・試行、観察、介入、調査あるいは資料収集などの研究方法は適切か。また、倫理的配慮が十分になされているか。

4. 論証方法や結論の妥当性と意義

問題設定から結論にいたる論旨が実証的かつ論理的に展開されているか。また、導き出された論旨・結論が新規性を持ち、当該分野に学術的貢献をしているか、あるいは社会的貢献をしているか。

5. 論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。学位論文としての体裁は整っているか。文献は正しく引用され、図表の引用元は明らかにされているか。図表等の提示に倫理的配慮がなされているか。

- 博士（臨床歯学）

臨床研究論文は博士（歯学）、博士（学術）と同じ評価項目を用いる。

症例報告論文に対しては以下の項目で評価する。

1. 症例報告の意義

報告症例の臨床的意義が明確に示され、学位申請者の臨床経験に関連付けられているか。また、症例報告が学術的あるいは社会的な意義を有すると認められるか。

2. 先行報告に対する理解と提示

症例報告に利用した資料や文献が適切に提示され、精確な読解および的確な評価がなされているか。また、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。

3. 報告方法の妥当性

報告症例に行った観察、検査、シミュレーション、試行、介入、調査あるいは資料収集などの方法は適切か。また、倫理的配慮が十分になされているか。

4. 症例報告の意義

症例報告から導き出された結論にいたる論旨が論理的に展開されているか。また、導き出された論旨・結論が新規性を持ち、当該分野に学術的貢献をしているか、あるいは社会的貢献をしているか。

5. 論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。学位論文としての体裁は整っているか。文献は正しく引用され、図表の引用元は明らかにされているか。図表等の提示に倫理的配慮がなされているか。

評価基準

上記 1～5 の評価項目すべてについて博士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。